

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宇都宮市

2 構造改革特別区域の名称

宇都宮キャリア人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

宇都宮市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、東京から100km圏にあり、東北新幹線や東北自動車道、北関東自動車道（一部）、国道4号等の国土の骨格となる交通軸に位置し、首都圏の持つ機能を日常的に活用できる位置にあり、古くから、門前町、宿場町、城下町として栄え、農業・商業・工業の均衡の取れた産業都市として成長を続け、現在では、内陸最大規模の工業団地である清原工業団地をはじめ3つの工業団地が形成され、国内の有名企業・一流企業が工場を操業しており、また、宇都宮テクノポリス地域の中核拠点として、研究開発機能の集積が進んでいる栃木県の県都であり、北関東の中核都市でもある。

一方、市内には、4年制大学が4校、短期大学が3校あり、中心市街地においては、大学のサテライトキャンパスの設立が予定されているなど、教育機関が集積しており、県内における教育の中心的都市でもある。

さらに、本市は、第4次総合計画改定基本計画のリーディングプロジェクトの一つに、「地域に根ざした産業の活性化や新たな起業家の支援等」を基本目標に掲げており、これまで、新規開業者に対する支援や産学官連携に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、企業活動のグローバル化の進展など経済環境の変化に伴い、生産拠点の移転・集約により、工業団地から撤退する企業もあり、市内の事業所数をはじめ、製造品出荷額等が減少傾向にあるとともに、中心市街地においては、郊外型大規模商業店舗の増加などによる商業の低迷や歩行者通行量の減少など活力の低下がみられ、中心市街地の空洞化という深刻な課題を抱えているところである。

また、経済環境の変化に大きな影響を受ける中小企業においても、事業の継続に向けた後継者不足が深刻な課題になっており、実務経験や企業経営のための技術・知識の習得などの後継者教育が求められているところである。

そのような中、これらの課題を解決するためには、これまで集積された地域資源を生かし、少子高齢化、情報・経済のグローバル化の進行など、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業の振興や新たなビジネスを発展させる必要があることから、専門性の高いキャリア教育を実施することにより、教育環境の充実・発展を図り、自らの個性と能力を発揮し、創造性・独自性のある新規産業の創出や地域経済の活性化を牽引する人材を育成していくことが重要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

第一に、大学の設置を予定している株式会社東京リーガルマインド(以下、「LEC大学」という。)は、これまで主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験等の受験生を対象とした教育サービスを実施しており、専門知識・職業倫理・一般教養の3つを兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させている。このような専門性を重視した大学が設置され、高度なキャリア教育を充実させることにより、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材や地域の産業・経済の活性化を牽引する役割を担う人材を輩出することが期待される。

第二に、本市は、さまざまな行政施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、保健・医療施設等、主要な公共公益施設が集中している中核市である。このような地域で、新たな大学が設置され、高度なキャリア教育を受けた専門知識を有する人材が地元企業に即戦力として就業することや、学内の教員等が地元産業界と交流し、地域のアドバイザー等の役割を果たすことなどにより、産学官連携の強化及び地域経済の活性化を図ることが期待される。

第三に、本市には、大学(4年制大学4校、短期大学3校)があり、株式会社による大学が設置されることで、相互の競争が図られ、高等教育機関の選択肢が増え、本市の高等教育における教育環境の活性化、質的向上が期待できる。また、社会人が資格を取得するための学習機会が増えるとともに、ダブルスクールによる学生の経済的・時間的負担の解消も期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域の産業・経済を担う人材等の育成

本市においては、民間経営者や経営コンサルタントで構成する起業家支援組織「宇都宮ベンチャーズ」を設立し、これまで、起業家育成活動を行うとともに、創業資金の融資等を実施し、産業振興のための各種事業を実施しているところである。

LEC大学においては、司法試験・公認会計士等の各種資格試験対策の講義やキャリア開発のための就職・転職に役立つ講義を実践し、学んだことを活かしてキャリアアップすることができるように努めており、また、同大学は産学官の連携とともに、市内の他大学・学習機関等と積極的な連携を図ろうとしている。

そのような中で、LEC大学によるキャリア教育を受けた人材が即戦力として地元企業に就業し又は新規開業することを促進し、地域の産業・経済を担う人材を育成・輩出していくことを目指すものである。

(2) 産学官連携の強化・地域経済の活性化

本市においては、産学官連携を促進しているところであるが、LEC大学が設置されることにより、経済団体・企業を対象としたIT・語学・管理職研修などの実務能力向上セミナーをはじめとする産学官連携事業や、市内の各大学等と連携がなされた場合には、相互の協力によるビジネス支援のための各種講座などの開催が可能となり、企業や大学との連携の推進が期待できることから、産学官連携のさらなる強化、雇用の創出・消費の拡大による地域経済の活性化を目指すものである。

(3) 新しい学びの場の創出による教育の多様化・活性化・にぎわいの回復

本市は、第2次宇都宮市生涯学習推進計画において、「市民一人ひとりが主体的に学習活動ができる環境の整備」を柱の一つと位置付け、生涯学習の基礎作りのための学習の充実を図るとともに、今後、社会経済環境の変化に対応し、心豊かでたくましく生きていくための市民と行政が共有する人づくりの指針である「うつのみや人づくりビジョン」の策定を進めているところである。

また、本市東図書館においては、「ビジネス支援講座」と題し、ビジネスマンや起業を目指す市民向けの講座を実施するなど、情報提供サービスに取り組んでいる。

LEC大学においては、従来の学校法人による大学よりも種類に富んだ講義形式や各人に応じた受講時間の柔軟な設定が可能であり、学生のみならず社会人に対しても広く高度な専門的知識を学習する場を提供する役割を果たし、市民への新たな「学びの場」の提供が期待される。

こうした中で、本市においては、中心市街地における大学のサテライトキャンパス設置の動きもあることから、様々な市民ニーズに対応した学習の場が生まれ、各種大学において連携・協力し、競い合うことにより、高等教育が多様化・活性化すること並びに、広域圏からの学生の流入・往来による中心市街地におけるにぎわいの回復を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

(ア) キャリア教育を受けた人材が育成され、地元企業に就業することにより、実務的な能力を有する即戦力として、企業の発展、地域経済の活性化に貢献することができる。また、卒業後、起業した者は、新たに従業員を雇用することにより、地域の雇用の創出が期待できる。

(イ) 学内の教員、研究者が地元企業における経営面等でのアドバイザーやコーディネーターの役割を果たすことにより、産学官連携の強化が期待できる。

(ウ) 他大学との連携・競争により、高等教育が多様化するとともに、市民の学習する場の選択肢が増え、地域全体の教育水準の質の向上につながる。

(2) 学校設置による経済的効果

(ア) 大学設置の初期には、図書設備の設置等の需要が見込まれる。

(イ) 株式会社が設置する大学により、新たに学生数が増加し、学校周辺における商圏の活性化や書籍、文具等の需要が増えることにより消費の増加が見込まれる。

具体的には、開設初年度に30人、次年度75人、3年度135人、4年度210人の在学生在が予定されている。学生1人が、食費、書籍及び文具等により1ヶ月あたり3万円の消費をすると仮定すると、初年度に月額90万円、4年目には月額630万円となり、年額に換算すると、約7,560万円の新たな消費が学校周辺の商圏において見込むことができる。

(ウ) 大学設置に伴い、新たな教員やスタッフが必要となり、雇用の創出につながる。

具体的には、開設前年度 25 人であるスタッフ総数は、開設年度 51 人、次年度 59 人、3 年度 64 人、4 年度 73 人と推移する見込みである。スタッフ 1 人が、食費、書籍及び文具等により 1 ヶ月あたり 3 万円の消費をすると仮定すると、初年度に月額 153 万円、順次増額していき 4 年目には月額 219 万円となり、年額に換算すると、学校周辺の商圈において、約 2,628 万円の新たな消費が見込むことができる。

(3) 中心市街地の活性化

利便性の良い中心市街地の既存賃貸ビルに大学を設置することにより、賑わいが衰退しつつある中心市街地においては、消費の増加に伴い発生する経済的効果とともに、広域圏からの学生等の流入・往来により、街の賑わいが生じることも期待できる。

8 特定事業の名称

- ・ 8 1 6 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 8 2 1 (8 0 1 - 1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- ・ 8 2 8 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 8 2 9 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 起業家支援の取組

宇都宮ベンチャーズ

本市では、地域内から新たな事業起こしや企業の新事業への進出を促し、多様な分野の企業集積による本市経済の持続的な発展を図るため、平成 1 4 年度に、民間経営者や経営コンサルタント等で構成する起業家支援組織として「宇都宮ベンチャーズ」を設立するとともに、宇都宮市起業家育成支援施設を開設した。

支援施設内には、インキュベーションオフィス（10 室）を設け、入居企業に対して、経営や販路開拓等に関する助言・指導を行うほか、地域の起業家も対象に含め、セミナー・講演会を開催するなど、起業家育成に効果的な活動を行っている。

(2) 生涯学習の取組

ビジネス情報サービス

本市の東図書館においては、平成 1 7 年 7 月から館内に統計資料や企業情報、就職や起業情報などの資料をそろえた「ビジネス情報コーナー」を設置するほか、ビジネスマンや起業を目指す市民に役立つ情報を提供する「ビジネス支援講座」を平成 1 5 年度より実施している。

平成 1 6 年度においては、市内 IT 関連企業経営者、専門学校講師、起業した経営者を講師に招き、ビジネスのための情報収集や、IT 関連資格、起業の心構えに関する講座を 3 回に分けて実施したところであり、今後も他機関と連携しながらサービスを充実させていく方向にある。

- 1 特定事業の名称
816 学校設置会社による学校設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社 東京リーガルマインド

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定を受けた日

- 4 特定事業の内容
宇都宮市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学の設置主体となること。

- 5 当該規制の特例措置の内容

本市においては、少子高齢化、情報・経済のグローバル化の進行など、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業の振興や新たなビジネスを発展させるため、自らの個性と能力を発揮し、創造性・独自性のある新規産業の創出や地域経済の活性化を牽引する人材を育成していくことが必要であり、専門性の高いキャリア教育を新たに実施し、教育環境の充実・発展を図るという教育上・研究上のニーズがある。

株式会社東京リーガルマインドは、これまでも、法人税を納めつつ、公的な助成金を受けずに、主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験等の受験生を対象とした教育サービスを提供してきた実績があり、経営基盤に問題はないと思われる。また、同社は、全国39の支社、従業員約1,000名を抱える企業であり、顧問には東京大学名誉教授が就任し、これまで、政令指定都市等においても、大学のキャンパスを設置している。

当該大学等の事業については、景品表示法違反によって公正取引委員会からの排除命令が行われ、また、開学後に行われた調査によって文部科学省から種々の改善を求める指導が行われているが、今後同社において、法令遵守をはじめとする適切かつ誠実な対応を行うことが期待しえらと考えている。このため、特区法の要請する学校経営上の経験・知識及び社会的信望について抵触するものではないと思われるが、今後、本計画が認定された場合、本市として、特区法第10条に基づき事業者と十分な連携を図り、事業活動の適切な把握に努め、必要に応じて適切な対応をとっていきたいと考えている。

また、同社は、これまでのノウハウを生かし、専門知識、職業倫理、一般教養の3つを兼ね備えた高度職業人を育成する教育・研究体制を充実させ、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材を輩出することが期待できる。

さらに、このような高度なキャリア教育を受けた専門知識を有する人材が地元企業に即戦力として就業し、地域の産業・経済の活性化等に寄与することが期待できる。

同社が本市内において、大学を設置するにあたっては、宇都宮市においても、法の規定により学校に備えて置くこととされている業務状況書類等により同社の経営状況を把握する等、学生の適切な修学を維持できるように努める。

さらに、万が一、経営に著しい支障が生じた、又は、生じる恐れのあると認められた場合に備え、宇都宮市内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等への転入学に関する情報収集、協力要請等に努めることとする。

また、そうした事態が生じた場合には、市に専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

1 特定事業の名称

821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 東京リーガルマインド

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

宇都宮市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、校地・校舎の自己所有を要しないこと。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては、少子高齢化、情報・経済のグローバル化の進行など、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業の振興や新たなビジネスを発展させるため、自らの個性と能力を発揮し、創造性・独自性のある新規産業の創出や地域経済の活性化を牽引する人材を育成していくことが必要であり、専門性の高いキャリア教育を新たに実施し、教育環境の充実・発展を図るという教育上・研究上のニーズがある。

また、同社が大学設置を予定している地域は、商業施設、企業等が集積した地価の非常に高いJR宇都宮駅近辺の中心市街地であり、校地・校舎を取得するためには、高額な費用が必要となる。

このため、同社は、自己所有せずに、駅ビルのテナントを借りる予定であるが、これまでも弊害は生じておらず、実施しようとする大学のカリキュラムを実施するにあたり、校地・校舎を自己所有しないことは、事業推進上、支障はないと考えられる。

このことにより、校地・校舎の取得のために出費を求めるよりも、教育・研究設備等の充実、最新の技術・ノウハウの修得等に活用されるほうが、教育・研究機能の向上はもとより、人材育成の充実、教授等による地域との交流等を通じ、地域への貢献が高まると考えられる。

また、同社は、これまでも、法人税等を納めつつ、助成金等を受けずに教育サービスを提供してきた実績があるとともに、校舎となる駅ビルのテナントは3年間の賃借契約（自動更新）を締結しており、現在も、賃借契約を自動更新し、契約しているビルオーナーとの間に賃借に関するトラブルは生じていないことから、学校を安定的・長期的に経営することができると考えられる。

よって、本計画を実施するに当たって、校地・校舎の自己所有を求めなくても、教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 東京リーガルマインド

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

宇都宮市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けないこと。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては、少子高齢化、情報・経済のグローバル化の進行など、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業の振興や新たなビジネスを発展させるため、自らの個性と能力を発揮し、創造性・独自性のある新規産業の創出や地域経済の活性化を牽引する人材を育成していくことが必要であり、専門性の高いキャリア教育を新たに実施し、教育環境の充実・発展を図るという教育上・研究上のニーズがある。

本市は、総合計画基本計画のリーディングプロジェクトにおいて、「地域に根ざした産業の活性化や新たな起業家の支援」を基本目標に掲げており、これまで、新規開業者に対する支援や産学官連携に積極的に取り組んできたところである。

また、同社が大学設置を予定している地域は、商業施設、企業等が集積した地価の非常に高いJR宇都宮駅近辺の中心市街地で、運動場として利用できるだけの用地面積を確保することは困難であり、かつ確保するには、多額の費用を要する。

しかし、この地域に大学が設置されることで、賑わいが衰退しつつある中心市街地の活性化等に寄与することが期待できる。

以上のことから、同社は運動場確保の代替措置として、学外運動施設との提携等を予定しており、運動場を設けなくても運動を行いたいという学生に不利益が生じないよう配慮することとしている。

このことにより、運動場確保にかかる費用が、教育・研究施設等の充実、最新の技術・ノウハウの修得等に活用され、教育・研究機能の向上はもとより、人材育成の充実、教授等による地域との交流等を通じ、地域への貢献が高まると考える。

よって、本計画を実施するに当たって、運動場の設備を求めなくても教育・研究に支障が生じないと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

1 特定事業の名称

829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 東京リーガルマインド

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

宇都宮市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有しないこと。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては、少子高齢化、情報・経済のグローバル化の進行など、社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業の振興や新たなビジネスを発展させるため、自らの個性と能力を発揮し、創造性・独自性のある新規産業の創出や地域経済の活性化を牽引する人材を育成していくことが必要であり、専門性の高いキャリア教育を新たに実施し、教育環境の充実・発展を図るという教育上・研究上のニーズがある。

また、同社が大学設置を予定している地域は、商業施設、企業等が集積した地価の非常に高いJR宇都宮駅近辺の中心市街地で、空地として利用できるスペースを校舎とは別に確保することは困難である。

しかし、この地域に大学が設置されることで、賑わいが衰退しつつある中心市街地の活性化等に寄与することが期待できる。

以上のことから、同社は、校地に空地を確保する代替措置として、校舎内に学生が休憩できるスペースを確保することとしており、空地を設けなくても、学生が休息その他に利用するのに、適当な環境を有することができるよう配慮することとしている。

よって、本計画を実施するにあたって、校地に空地を有していなくても、大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、休憩スペース等の確保を前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。